

平成 28 年 2 月 17 日 開会

平成 28 年 2 月 17 日 閉会

(臨時第 2 回)

# 日吉津村議会議録

日吉津村議会

日吉津村告示第7号

平成28年第2回日吉津村議会臨時会を次のとおり招集する。

平成28年2月9日

日吉津村長 石 操

1. 日 時 平成28年2月17日 午後2時00分
  2. 場 所 日吉津村議会議場
- 

**○開会日に応招した議員**

河 中 博 子	景 山 重 信
松 本 二三子	加 藤 修
三 島 尋 子	江 田 加 代
山 路 有	井 藤 稔
松 田 悦 郎	橋 井 満 義

---

**○応招しなかった議員**

な し

---

---

## 第2回 日吉津村議会臨時会会議録（第1日）

平成28年2月17日(水曜日)

---

### 議事日程（第1号）

平成28年2月17日 午後2時00分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第3号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第4号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第5号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第6号 平成27年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第8回）について
- 日程第 7 議案第7号 平成27年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）について
- 日程第 8 発議第1号 日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第3号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第4号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第5号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第6号 平成27年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第8回）について
- 日程第 7 議案第7号 平成27年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）について
- 日程第 8 発議第1号 日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

---

**出席議員（10名）**

河 中 博 子	景 山 重 信
松 本 二三子	加 藤 修
三 島 尋 子	江 田 加 代
山 路 有	井 藤 稔
松 田 悦 郎	橋 井 満 義

---

**欠席議員（なし）**

---

**欠 員（なし）**

---

**事務局出席職員職氏名**

局 長	小 原 義 人	書 記	森 下 瞳
-----	---------	-----	-------

---

**説明のため出席した者の職氏名**

村 長	石 操	総務課長	高 森 彰
住民課長	清 水 香代子	福祉保健課長	高 田 直 人
建設産業課長	松 嶋 宏 幸	教育長	山 西 敏 夫
教育課長	松 尾 達 志	会計管理者	前 田 昇

---

**午後2時00分 開会**

○議長（橋井 満義君） みなさんこんにちは。ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、平成28年第2回日吉津村議会臨時会を開会をいたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（橋井 満義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、4番、加藤 修議員、5番、三島尋子議員を

指名をいたします。

---

## 日程第2 会期の決定

○議長（橋井 満義君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営長から答申のあったとおり本日一日限りとしたいと思  
います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日一日限りと決定をいたしました。

---

## 日程第3 議案第3号 から 日程第5 議案第5号

○議長（橋井 満義君） お諮りします。日程第3から日程第5まで条例改正に関する議案ですので、  
一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、日程第3、議案第3号日吉津村長の給与  
及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第4、議案第4号日吉津村教育委員会教  
育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第5、議案第5号日吉  
津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、以上3議案を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

はい、村長。

○村長（石 操君） ただいま一括議題となりました、議案第3号日吉津村長の給与及び旅費に関す  
る条例の一部を改正する条例、議案第4号日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する  
条例の一部を改正する条例及び議案第5号日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
の以上3議案についてその提案理由を申し上げます。

この3件の議案は、昨年8月6日に出されました人事院勧告に基づきまして、国家公務員の給与改  
定の法案が成立をしております。それに従い本村の条例も改正をするものであります。

議案第3号及び議案第4号につきましては、村長及び教育長の一時金を、0.05月引き上げる改正  
内容となっております。また、議案第5号につきましては、一般職にかかるものであります。月例給  
を平均0.36パーセント引き上げ、一時金につきましては、村長及び教育長と同様に0.05月引き上げ  
するという主な改正内容でありますので、よろしくご審議を賜りますようお願いをし、以上で議案第3  
号並びに第4号、第5号の提案概要の説明とさせていただきます。

○議長（橋井 満義君） 提案説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑については各議案ごとに行います。まず議案第3号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから議案第3号を採決をいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） はい、江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 起立採決をお願いします。

○議長（橋井 満義君） はい、江田議員の方から異議ありということですので、本案については起立により採決を行います。これから議案第3号を採決をいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（橋井 満義君） 起立多数と認めます。よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

つぎ、議案第4号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから議案第4号を採決をいたします。この本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） はい、江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 先程同様、起立採決をお願いします。

○議長（橋井 満義君） はい、江田議員より異議ありということですので、この採決は起立により行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（橋井 満義君） 起立多数と認めます。したがって議案第4号は原案のとおり可決されました。

つぎ、議案第5号の質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、井藤議員。

**○議員（8番 井藤 稔君）** 2点ほどちょっとお聞きしたいと思います。あの先程説明ありましたように、人事院勧告がもとで、ということです。あの一今回の一部改正ということのを伺いましたけども、人事院勧告の中にですね、この期末手当やあるいは俸給表の改正など以外に地域手当の支給割合の絡みもあったと思うんですが、この絡みはどのように考えておられるのでしょうか。該当するようながないのでしょうか、どうでしょうかというのが1点であります。からもう1点は、あのこの予算増がこの改正によってどれくらいなるかと、あのトータルで結構ですので、概ねで結構ですのでどれくらいになるのかと、ということです。それからもう1点、あのちょっとお願いしたいと思います。えーと先般の12月議会だったと思いますけども、いわゆる非常勤の方の処遇改善ということでお話しさしてもらったら、まあそのときそのときにまあ努力して処遇改善に努めとるんだという、村長からの答弁いただいとりますけども、まあ人事院勧告ですから職員の給与ということですから、このあたりはどのように考えておられるか、あのご承知のとおり、約半数は非常勤職員の方、あの本村も占めるわけであります。ここのあたりの対応っちゅうのが、つ非常に大事になるんじゃないだろうかという気がいたします。あの人事院勧告の中でもですね、これはあの、この人事院勧告をまあなんちゅう言いますかね、尊重して各省庁が対応してくれということで、人事院の委員長さんからもその説明があったと思いますけども、まああの労働基本権の制約への代償だということと、それから職員のやはり努力や実績に報いるんだと、いうことと、もう一つは組織の活力の向上とかに非常に、とって非常に重要なので、やはりこの人事院勧告をあのしっかり尊重して対応してくれと、いうことであの人事院の委員長さんがおっしゃってましたけども、このあたりを考えると、やはり非常勤職員の方への対応もですね、この処遇、職員の方の処遇と併せてですね、ある程度考えていく必要があるかと、じゃないだろうかとは思うわけですけど、そのあたり、お考え等があればあの聞かせていただきたいと思ひます。以上3点よろしくお願ひします。

**○議長（橋井 満義君）** はい、高森総務課長。

**○総務課長（高森 彰君）** えーと、まずあの地域手当につきましてですが、あのこれ本村の場合には該当させておりません。で、よってこの部分についての条例改正行っていないということでございます。それからえーと、えー、予算の影響額でございますが、予算書の方をご覧いただきますと、えー、まず一般会計の補正予算をご覧いただいて19ページのほうをお開きいただきたいと思ひます。えー、給与費明細の方で19ページのほうに給料それから職手、えー、2段に分けております。その中で説明欄に書いておりますけども、えー給料につきましては人勸による影響額が39万7,000円、それか

ら職手につきましては下の欄にありますけども164万6,000円ということでございます。それからえー、下水道の会計のほうをご覧いただけたらと思いますが、下水道の会計のほうで7ページのほうに記載しとります。人勤によるものが2万6,000円、給料ですが、それから職手につきましては8万1,000円ということでの影響額でございます。それから非常勤さんの、職員さんに対する処遇改善でございますが、えーこれあの人勤に伴ってこれまで変えてきておりません。が、あのまま周りの団体の状況を踏まえながら決めてきたと言うのが現状でございます。ただし中には職種によっては、今かなり人材が薄くなってる部分がございますので、このあたりについては引き続いて検討していきたい、いく必要があるというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

**○議長（橋井 満義君）** はい、ほかございませんか。

はい、三島議員。

**○議員（5番 三島 尋子君）** 5番、三島です。えと一、給与に、俸給についてですけども、平均で0.036ということでしたけども、国家公務員は0.4ですよ。でそれをあの変えられたってのはやっぱりこの西部町村とか、そういうところで検討されてそういうふうになったかどうかということと、俸給表がついてますけれども、そうするとその俸給表が多分国家公務員の1から6までがだいたいはとってあると思いますけれども、その割合っていうのは変わらないものなんでしょうか。その点ちょっとお願いします。

**○議長（橋井 満義君）** はい、高森総務課長。

**○総務課長（高森 彰君）** えーとこの0.36というのはまあ人勤が平均して0.36と、いうところで、えー俸給表の1から6の中では高いところと低いところがあるということで、まあ傾斜がかかっているということでご理解いただきたいと思います。で、えーとまあ本村の場合には、えー6級制を使っておりますから、えー人勤の国公の表の1から6までを使っているということでご理解いただきたいというふうに思います。

**○議長（橋井 満義君）** はい、三島議員。

**○議員（5番 三島 尋子君）** えー、なんか私ちょっと調べたところによると、国公は0.4って出たような気がしましたが、そうじゃなかったんですね。えっとそうしますとあの、いろんなあの一今回あの一、改正が少しずつされてますけれども、あの、えっとあの、わたりとかなんかそういう面もあの出てるようですけども、日吉津村の場合は、そういう面はきちんとこう整理がされておりますでしょうか。それと、えーとすいません。もらってすぐなんで、なかなかあれできませんけど、職員のある一勤務評定っていいですか、そういうこともなんかして、議会や住民にわかるように、ちゃんと出していきなさいってことも出てるように思いますが、そういうところも日吉津村としては、



あのきちんとまあこれは多分4月からのことになると思いますけれども、出来ておる、やられるという事なんでしょうか。

○議長（橋井 満義君） はい、高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） えーまずあの、さっきのわたり等の問題でございますけども、えーまあ平成18年度にまあ新給与制度というのが国の方が示しまして、えーまあこれは労使の関わりもあるわけですが、そういう中で若干そのまだあ一国の示すものになってない部分はございます。例えば、えー昇給月を年間1回にすると、というようなことで、えーまとめるということがまだ出来ておりません。で、これをやりますとまああの一その時点では、えーラスの若干の変動があったりという影響もあるわけですけども、ここあたりはやはりまだ出来てないところがございます。それから人事評価につきましては、えーやはりこれあの人事評価をきっちりやっていくなかで、職員のスキルアップを図っていくと、いうことが大きな争点でございます。えー単にそのえー子悪い子をつくるということではなくてですね、人事評価というものは、スキルアップを図るために今取り組んでおるところでございます。そのやり方についてはまたえー状況を見ながらお示していく必要があるというふうに考えております。以上です。

○議長（橋井 満義君） はい、三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） えー、うーんとあの18年のつということがありましたけれども、国もなんか18年つということがあって国は18年に出たものを、26年の3月にあの全部廃止をされてるので、えー地方まあ公務員、独立行政あの法人なども、それにあわせて早急にきちんとやりなさいよってことが出ておるようですけども、まだ日吉津村はそういうところがまだ整ってないっていいますか、出来てないってことなんでしょうか。えっそれとですね、えーと、なんだっけな、さっき聞いてて、もう1回しかないけん、あっ、わたりはそれも今、調整をしておるってことでしょうか。なんかあの等級に応じてあの人数がなんか定められるですか、それもちろんきちんと出してきて、あの示していきなさいってことがありますね。で今後はそういうふうにはしていただけるものですかね。あの一それをちょっとごめんなさいあの一お願いしたいと思います。えーとそれとですね、あっ、さっきあの地域手当っていうのは、あの日吉津村は出してないっていうのはわかりますけども、自分の家の住宅手当っていうのも今はもう日吉津村ではしてないっていうことの解釈でよろしいですね。それもあの国とあわせてくださいよってことが出ておるようですけども、それも大丈夫なんでしょうか。あとはあの一成績っていうかあの職員の勤務成績についてですけども、よくあの職員の人に、理解できるように説明をされて評価をしていくってことが大事なことだと思いますので、まあ職員のやる気をそがないように、あの一まあみんなが頑張っ出来るような方向づけの

評価をしていただきたいということを、あの申し上げておきたいと思います。その点をよろしくお願いをいたします。

○議長（橋井 満義君） はい、高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） えっと、まず給与につきましては、まああの、国に準じて、やってるのがほとんどだと思ってます。都道府県あるいは市町村も、え一人事院勧告制度というようなものを独自で持ってないところについては、これ準じてやってきたというところがございますが、そうは言ってもそれぞれの団体でそれぞれの経過があって、やっております。鳥取県あたりもですね、えー今独自のものをやっておられますし、えーなかなかここをいっぺんに、そろえるっていうのはえーなかなかむつかしさがあるというふうに考えております。で、えー在級年数、あるいは在級人数のこともございましたけども、えー年齢構成によって、偏りがあるというところもございます。で本村の場合には、少ない人数のなかでやっておりますので、そういったところが若干みられるということもございますから、すべてがすべて国の示すものにはなるのは難しさを感じとります。それとえー手当の、住居手当がございますけども、これはもう一切支給しておりません。持ち家の方でもこれはありません。以前の制度の中では、えー持ち家の方にも手当が出ているというのはあったんですが、国が示すこの手当類については一切本村は独自のもの、あるいは従来通りやってきたものを、は撤廃しとります。それと勤務成績につきましては、今面談を年間、中間面談、あるいは最終面談というのをやとります。で一次評価者を本人といたしまして、二次評価者を課長、そして三次評価者を村長ということで、それぞれ評定をしながら、えー三島議員ご指摘のとおり、やる気を出させるのが一つの大きな目的でございますので、ここはしっかりその職員と向き合って話し合いをしながら、よりよい職場づくりということを念頭に進めているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（橋井 満義君） はい、ほかにありませんか。

はい、井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） えーもう一点ちょっとお聞きしたいと思います。あのご承知のとおりあのー、減額特例がありますよね。条例まだ残ったと思いますけども、あのー、かたや一方ではあのー、給与を上げていく、かたや一方では特例は依然として残しとく。あのーアクセル踏んだり、ブレーキ踏んだりっちゅうやなことで、あんまりちょっと一貫せんなという、私はそういう感じを受けるんですけども、あのその関係で、このいわゆる特例の条例作って減額、あの一律給与減額というのについては、たぶん行政改革のなごりがずーっと残ってるんじゃないだろうかと思いますけども、そのあたりについての考え方は、なんかもっとられますでしょうか。もしあればちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） はい、高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） えーと今ご指摘いただいたのはあの現給保障についてだと思いますけど、まあこれあのえー制度に基づいて減額した分を、えー何年間かは保障しましょうと、いう内容のものでございまして、えーと、えー例えば、国の制度に基づいて、えー減額があったような場合にですね、給与制度の改革があって、えー本俸が下がるというような時があった場合には、えーそれを減額、えー現給保障という形でですね、保障しようという内容のものとは違いますか。じゃなければですね、えーとまあ、あのいわゆる減額というその給与減額するというなかでは、今の中ではえー例えば処分をくらったような人、処分をくらったような職員については、その一まあ減給を、減額をしていくということはあるかと思えます。で、えー人事評価の制度のなかで、えーいわゆる、あの下げるものがあるって、まあそんななかで下げてばかりではいけないではないかというご質問の趣旨かというふうに、じゃないですか、すいません。すいません。減額の特例というものが、いまちょっとぱっと頭に浮かんでこないんですけども。

○議長（橋井 満義君） はい、高森課長、ちょっとお待ちください。井藤議員の質疑内容と課長の答弁とがどうもかみ合っておられないというふうに思いますので、再度あのいま井藤議員まあ2回目の質問なので、2回目の今の質問の趣旨がどうも、はっきりと伝達してないというので、もう一度今の質問のあれをはっきりと言ってあのしてくださいませんか。

○議員（8番 井藤 稔君） あのー、今まで給与ありますよね、給料表のありますけども、それから一定の割合を、あの変動ついたらおかしいですけど、減額あの特例条例が出来るとるじゃないですか、あれに基づいて減額してましたよね、ですから今回なんかはまあ給与の給与表もってあげるんですけども、あげるんですけども一方ではそういうことで減額、あのしとる状況がありますよね、だからアクセル踏んだり、ブレーキ踏んだりではないだろうかという気がするわけですけどもそのあたり、そのことですのでもし考え方があればちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 理解できましたかいな。はい、高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） えーと、村長、教育長の部分については、えー特例条例がまだ生きておりますが、一般職についてはこれあの、8年間はやったんですけども、今は時限的にやったんですが、今は廃止しております。えーよって、えー一般職についての影響はないということですが、えー村長教育長については、えーまだ引き続いて、あの10パーセント、一様のものが減額されているということで、ご理解いただきたいと思えます。すいませんでした。

○議長（橋井 満義君） はい、井藤議員、理解できましたか。

○議員（8番 井藤 稔君） あのー、私の方がちょっと勘違いして、一般職の方は、一般職員の方は

先般くなりましたですね。了解しました。あのまあ村長と教育長は依然としてありますので、こうアクセル、ブレーキの関係じゃないかと思えますので。あの以上で結構でございます。ありがとうございました。

○議長（橋井 満義君） はい、ほかありませんか。

ほかにないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第5号を採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第6号 から 日程第7 議案第7号

○議長（橋井 満義君） お諮りします。日程第6から日程第7まで補正予算に関する議案ですので、一括議題としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、日程第6、議案第6号平成27年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第8回）について、日程第7、議案第7号平成27年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）についてを一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

はい、村長。

○村長（石 操君） ただいま一括議題となりました、議案第6号は平成27年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第8回）でありますし、議案第7号は平成27年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）でございます、それぞれの提案理由を申し上げます。

はじめに、議案第6号平成27年度の鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第8回）につきましては、歳入歳出それぞれ5,415万3,000円を増額して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億904万6,000千円とするものであります。

はじめに、歳出の主なものから申し上げますと、ページ10ページをご覧いただきたいと思えます。

10ページでは第2款の総務費、第1項の総務管理費、第1目の一般管理費の委託料で4,275万8,000

円を計上いたしておりますが、これは、マイナンバー制度の導入に伴いますセキュリティの強靱化にかかる経費でございます。つぎに、ページ 11 ページをご覧くださいますと同款、同項、第 5 目の企画費の報償費で 120 万円、役務費で 3 万円を計上いたしておりますが、1 月から 3 月までのふるさと納税のご寄付を 300 万円程度と見込み、1 月の臨時議会で補正をさせていただいたところではありますが、予想をしております金額の 2 倍程度のご寄附を頂戴いたしておりますので、重ねて補正をさせていただくものであります。つぎに、同款、同項、同目の負担金、補助及び交付金の 117 万 8,000 円は、西部地域振興協議会で地方創生事業として取り組みが決まった、移住定住事業の負担金であります。

つぎにページ 14 ページをご覧くださいますと、第 4 款の衛生費、第 2 項清掃費、第 1 目塵芥処理費で 129 万円を計上いたしておりますが、これは、可燃ゴミ置き場の設置工事にかかる工事費用でございます。現在、可燃ごみを指定日以外に出される場合には、直接、米子クリーンセンターへ搬入をいただいておりますが、平成 28 年度からは直接搬入ができなくなりますので、指定日以外に可燃物を出される場合は、指定された事業者にも頼まれても結構ではありますが、そうでない場合には、村の指定袋に入れて、役場に持ってきていただくこととなりますので、そのゴミ置き場を設置するものであります。

つぎに、第 6 款の商工費、第 1 項の商工費、第 1 目の商工振興費の委託料として 150 万円、第 2 目の観光費の負担金、補助及び交付金に 153 万 2,000 円を計上いたしておりますが、これは、企画費でも計上しておりますが、西部地域振興協議会で地方創生事業として取り組みが決まっております大山改ざん 1300 年祭推進事業、大山パワーブランド化推進事業、そして外国人誘客受け入れ環境整備パンフレット等製作事業にかかる負担金であります。

つぎに、ページ 16 ページをご覧くださいますと第 11 款の諸支出金、第 1 項の基金費、第 3 目の夢はぐくむ村づくり基金費では、ふるさと納税の寄付金として 300 万円を積み立てることといたしております。

つぎに歳入の主について申し上げますと、ページ 9 ページをご覧くださいますと、第 13 款の国庫支出金、第 2 項の国庫補助金、第 6 目の総務費国庫補助金で 1,042 万 9,000 円を計上いたしておりますが、マイナンバー制度導入に伴うネットワーク分離にかかわる補助金が 621 万 9,000 円、西部地域振興協議会で行う事業にかかわる、地方創生加速化交付金が 421 万円となっております。

第 16 款の寄附金、第 1 項の寄附金、第 2 目総務寄附金で 300 万円を計上いたしておりますが、これは、歳出でも申し上げました夢はぐくむ村づくり事業に対する指定寄付金で、いわゆるふるさと納税であります。12 月及び 1 月の議会で補正をさせていただいておりますが、年を明けてからの落ち込みが予想していたほどありませんので、補正をお願いをするものであります。

なお、第17款の繰入金、第1項の基金繰入金、第1目の財政調整基金繰入金で1,780万7,000円を補正をいたしております。歳入を補正して1,780万7,000円の基金繰入をして歳入を調整をいたしております。第20款の村債、第1項の村債、第1目村債で2,270万円を計上いたしておりますが、これはマイナンバー導入に伴うネットワークの分離事業の起債であります。一般補助施設整備等事業債を予定をいたしておるところであります。なお、その他、人件費にかかるものについては、人事院勧告並びに産休、育休、退職等の異動に伴うものを計上いたしております。

また、議案第7号は一括議案になっておるわけですが、平成27年度の鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算(第3回)でございまして、歳入歳出それぞれ21万円を増額し、総額を2億1,154万6,000円とするものであります。人事院勧告に伴う人件費の補正となっておりますので、よろしくご審議を賜りますようお願いをし、以上で議案第6号、議案第7号の提案概要の説明といたします。

**○議長(橋井 満義君)** 以上、提案説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑については各議案ごとに行います。まず議案第6号の質疑を行います。質疑については歳入歳出一括で行います。質疑はありませんか。

はい、三島議員。

**○議員(5番 三島 尋子君)** 5番、三島です。先程ですけれども、全協において9ページのマイナンバーのセキュリティの強化の費用の説明がありました。その時に今回あの一般財源がたくさんこう出てますけれども、えー今後特交で入ってくるっていう説明があったように思います。でそれが、えーあのう、支出では4,200万強が組んであるんですけれども、そういう費用がみんな入ってくるということなんでしょうか。てっていうことと、それから、えーと、どこでしたっけ、先程歳入のほうですけれども、歳入でしたかね、歳入の繰入金の9ページですね、財政調整基金の繰入金で金額が、1,793万1,000円ですけど、説明ではちょっと数字が違うような気がしますが、6万4,000円はこれはどうなったんでしょうか。その点お願いいたします。

**○議長(橋井 満義君)** はい、高森総務課長。

**○総務課長(高森 彰君)** えーとまずあのー、セキュリティ対策の件でございまして、説明で申し上げたのは、補助裏にですね、特交でえー補助金と同額程度のものを、いわゆる530万円ぐらいのものを措置してやるんじゃないかということをお願いとということでございます。それから、えーと失礼いたしました。えーこれあの説明欄の数字と、えー補正額の左側の数字が違ってございますけれども、これはあの1,793万1,000円ということで、申し訳ございません。間違いでございます。

**○議長(橋井 満義君)** 暫時休憩いたします。

午後 2 時 38 分休憩

---

午後 2 時 41 分再開

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。

はい、村長

○村長（石 操君） ただいま三島議員の質問のなかでご指摘がありました補正予算の第 6 号の鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 8 回）の歳入で、17 款の繰入金、第 1 項の基金繰入金、第 1 目の財政調整基金のなかで、提案概要の説明のなかで、1,780 万 7,000 円を補正をし、ということを上申しましたけれども、ご指摘いただきましたとおりここは 1,793 万 1,000 円と説明をすべきでありましたので、お詫びをして訂正をお願いをしたいということと、予算書の説明欄につきましては、1 の財政調整基金費のなかで、いわゆる議決の中味を説明する議案の中味を説明する項目であります。ここを 1,783 万 7,000 円と表示をしておりましたが、ご指摘をいただきましたように 1,793 万 1,000 円が正しい数字でありましたので、お詫びをして訂正をお願いをするものであります。よろしくお願いたします。

○議長（橋井 満義君） はい、ただいま村長からの説明があったとおり、まず先ほどの村長口述のなか、えー予算書 9 ページ、繰入金の金額が 1,793 万 1,000 円とすべきところを、1,783 万 7,000 円と口述された部分の訂正、そして同説明書の記載事項、1,783 万 3,000 円は誤記であり、1,793 万円に訂正をするものであるということでありましたので、各議員了解のもと、会議を進めていきたいと思っております。ご了解ください。

そういたしますと、つぎ質問の続きを行います。質問ございませんか。

はい、三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 5 番、三島です。えっと 14 ページですが、あの商工費で先程あの商工振興費で委託料の 150 万の説明がございました。これはあの村づくりに、地域振興で、え一起業される人に対してのものという説明がございましたけれども、もういまもう 2 月、3 月ですけども、その間において、どういう委託でことをされるのでしょうか。そのことをお願いたします。

○議長（橋井 満義君） はい、松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） えー三島議員の質問にお答えいたします。まずあの予算の方でありますけれども、まず 5 ページ目のところのところにあの繰越明許費ということで、えー小さな村の仕事作り事業ということで、150 万円ってことで繰越明許ということでさしてもらっておりますので、平成 27 年度と 28 年度において、事業をさしていただくというふうに考えております。またあの商工会等

に委託いたしまして、この事業を進めていく予定でございますのでご了承をお願いいたします。

○議長（橋井 満義君） はい、ほかありませんか。

はい、景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 説明があったと思いますけれども、ちょっと確認させてください。13ページの可燃ごみ設置場というのは、どの場所で、あの設置されるもんか、もう一つは村民への広報はどういう格好ですか。お願いします。

○議長（橋井 満義君） はい、清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 景山議員の質問にお答えいたします。可燃ごみ設置場につきましては、役場の西側にあります空き地と言いますか、今あのスポーツトラクターの、こうハウスのようなものをしてありますが、あすこのところにあの一屋根を付けまして、でアスファルト舗装をしまして、車が入るようにいたします。する予定の工事でございます。で、あの住民の皆さんへの周知につきましては、3月号の広報、4月号の広報で、あの周知を考えております。以上です。

○議長（橋井 満義君） よろしいですか。はい、ほかありませんか。

はい、井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） えー2, 3お聞きしたいと思います。まず1点が、えーと歳出のページが10ページになりますが、えー総務管理費の一般管理費の委託料の関係、電算業務の、マイナンバーの関係でありますけども、まあこういうことで、ハードの部分でいろいろ整備されてきておると、えーまあ今後また必要が出ていろんな点から更にハードも追加に必要な分が出てくる可能性もあるなというふうに私自身は考えとるわけですけども、えーどうでしょうか、あのマイナンバーもうすでに施行になってあれしてますけども、もうすでに交付、事業交付されたのありますか、マイナンバーカードを交付されたことはありますか。それをまずお聞きしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） はい、清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） はい、井藤議員のご質問にお答えいたします。マイナンバーカードの交付については、まだあの交付は行っておりません。今準備をしておるところです。以上です。

○議長（橋井 満義君） はい、井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） あとからで結構ですので教えていただきたいと思いますが、もうすでに役場のほうには来とるんでしょうかどうでしょうかということがわかりませんので、あの次の質問さしていただきますので、それとあわせして教えていただきたいと思います。役場のほうには、まではきとるけど、まだ交付はしてないんだと、いうことか、まだ来てないんかというところでありま。から、まあ先程申しましたようにハードの面でね、逐一こう、ずんずんされとると、あの整備が



図られておると、で話伺つとところでは、いわゆる3系統にですね、分割してマイナンバーは1系統独立したものにするとということでした。それから、あの住基、財務それからいわゆるインターネット、これについてはあの住基と財務を1系統にして、それからインターネットはまた1系統ということで、合計3系統で、ようはいわゆるおかしなあれですよ、いわゆるハッカーが入ってこないようにするということだろうと思いますけども、いわゆるセキュリティが確保できるようにするということだろうと思いますけども、そういうふうにお聞きしたわけですけども、あの一、えーいろいろ説明いただいた中で、町村によってずいぶん差があるということで、あの1系統運用しておるやなところもあるし、二系統運用しとるやなところもあるちゅう言いますよね。そちらの方から回ってくるということも可能性としては出てきますよね、そしたら。あの全部繋がつとるわけですから、例えばあの本村は3系統で完全分割してマイナンバーはマイナンバーできちっと、もう確立されとるから、本村からそういうことはないとしても、他から回ってくる可能性がある、他の系統を使って回ってくる可能性がある。ないだろうかという気がするわけですけども、そのあたり、可能性としてどのようにまあ考えておられるのかなあという気がして、と申しますのは、いわゆるその、あの外部からの侵入に対しては非常にあのハード面でも考えられるという部分があるかと思えますけども、そういうことであの遠隔ちいますか、経由してくるようなものに対する対応、それから実際にあつかる、よくあるのがその個人情報をUSBなんかに落として作業を自分のところで持って帰って、忙しいので、やると、そういうのが例えば盗難にあつたり、あるいは落としたりというやなことで、大きな非常に大きな情報がUSBなんかには入るわけですので、そういうようなのの扱い、ほんとに基本的なことになるんですけど、そういうようなことから非常に大きな情報が、個人情報が漏れるという可能性も多分にありますよね。あのそういうようなことがあろうかと思えますけども、そのあたりがやはりどのように考えとられるんだらうかなあという気がしますので、まずそのあたりをちょっと伺いたいと思います。

○議長（橋井 満義君） はい、高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） えー、まず例えばあの一、ほかの団体さんからうちへの連絡が来る時にですね、えーまあ住基系とかでありましたら、LG1回線を使います。LG1回線というところにしつかりしたセキュリティをかける、ということになりますので、えーここではあーまあ、そこでのセキュリティがかかるということ。うちと、ある町との直接的なやり取りは行いませんので、LG1のサーバーを介して、やり取りすることになります。ですからそれぞれで、えーセキュリティがかかると、マイナンバーにしてもそうでございます。ですから直接市町村間でのやり取りではなくて、一つのLG1ならLG1を介してやりますから、そこに今のところはセキュリティを十分にかけていく

という作業になっております。それとえー職員が、いわゆる媒体を持ってやった場合というのは、これは村のセキュリティポリシーというもの設けてございますので、えーこういうことがあつては絶対なりません。これはまさに人的な犯罪に近いものだというふうに思っております。このところについては、えー更に徹底してまいりたいというふうに思いますし、安易にそういった媒体を持って、本村の端末にですね、呼び込むようなことはないというところは再度徹底していかないといけないというふうに思っております。

○議長（橋井 満義君） はい、ほか。

はい、清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） あのマイナンバーカードが既に届いておるかというお尋ねでございますが、こちらにつきましては、役場のほうには既に届いております。あつすいません。

○議長（橋井 満義君） はい、清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） えっと件数につきましてあのきちんとした、あの一、枚数っていうのを確認しておりませんが、すでに40枚程度は届いておったようでございます。それと交付につきましては、あの一国のシステムの関連が、関連付けが出来ましたら順次、あの一、ご本人の方に取りに来ていただきようにハガキのほうで通知をするようにしておりますけども、あの一そろそろ出すような段取りをしておるということで、担当の方からは確認を受けております。以上です。

○議長（橋井 満義君） はい、井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） えーあのいろいろ先般も行政懇談会などがありましていろいろあの村長以下出てきていただきまして、あの説明いただいたりして、非常にまああの一丁寧に説明していただいたなあとおもうわけですが、あの一、そういうなかで、例えば、例えばあの案略語ですよね。データ自体にそのいわゆる案略語で、あの一なんちゅう言いますか、そのかすみかけるんかどうかわかりませんが、そういうような保護を図るといような、部分も実際にあるわけですよね。例えばあの一世界的にみればああいうことでほんとになかなかはいれんようにしとるつもりでもハッカーが入ってきたり、それこそ国外からでも、もうほんとに悪質な、ありますよね、そういうのがありますんで、えー万が一といようなこと考えればデータ自体にね、その案略語でもかけるといようなことは出来るんだろうか、あるいはそういうようなお考えなんかも将来的にはお持ちなんだろうか、どうだろうかと、いようなところも、もしわかればお聞きしたいと思いますけど。

○議長（橋井 満義君） はい、高森総務課長。

○総務課長（高森 彰君） えーと、マイナンバーにつきましては、暗号化されてるといふふうに聞いてまして、ただ本村の場合、本村がいわゆる持っているシステムのなかでの番号については、ま

だそこまではいたっておりません。将来的にはそういったことも考えていかないといけないと、いうことも想定はしておるところでございます。以上です。

**○議長（橋井 満義君）** はい、三島議員。よろしいですか。もう1回あります。はいどうぞ。

はい、三島議員。

**○議員（5番 三島 尋子君）** 5番、三島です。えーあの9ページの、あつ9ページじゃないですね。あの1すいません。マイナンバーの10ページのその電算処理の委託料のことですけれども、あの繰越明許、先程ちょっと見落としとして申し訳なかったですが、これあの繰越明許になるっていうことは来年度引き続いて行うっていうことですけれども、えーと7、8千万かかるっていうことを聞いておまして、これがまあ4千万ほどの予算が今計上してありますが、これはこれでもう終わるっていうことで繰越明許でされ、計算を出されてきているっていうふうに解釈してよろしいでしょうかねえ。

**○議長（橋井 満義君）** はい、高森総務課長。

**○総務課長（高森 彰君）** えーと、このセキュリティについては以上でございます。ただあのまあ当初7、8千万とかっていう数字があったんですけども、まあいわゆるどこまでセキュリティ強化していくのかと、で、ということだと思ってます。であとは、パソコンにつまましてそれめいめいのパソコン今度そろえていかないといけませんから、えーそのパソコンの台数何台にするのかというところで精査したなかでは、えー最終的にここの金額になったと、いうことをご理解いただきたいというふうに思います。

**○議長（橋井 満義君）** はい、ほかありませんか。

はい、山路議員。

**○議員（7番 山路 有君）** 7番、山路です。あまあの10ページのセキュリティの問題ですけども、あのマイナンバーの問題ですけども、まあセキュリティまあ、こうして予算をかけてですね、えー情報が漏れることを、非常に対策をするわけなんですけども、まあ私の一番心配するのはここ、まあ職員がいろいろ臨時職員等々入れ替わるんですけども、そのあたりのソフト的な、なんていうですか、あのカリキュラムてーですか、あの一本来の日程、こういう研修をするとか、そういう計画は立てておられるわけでしょうか。ちょっとそのあたり1回聞いておかないけんなどと思ってます。

**○議長（橋井 満義君）** はい、高森総務課長。

**○総務課長（高森 彰君）** えーと、情報漏えいにつまましてはこれは当たり前、公務員の持つる守秘義務でございますが、えーとこのセキュリティっていいですか、マイナンバーの制度を導入する際ですね、えー職員に研修会を開いとります。で、えーこういった流れでこういった危険性も含んで

るよと、というようなところの一連の説明をさせていただいておまして、まあ定期的にここの部分は先程も申し上げましたけどもセキュリティポリシーということがございますから、徹底してまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） はい、山路議員。

○議員（7番 山路 有君） ありがとうございます。まああの一、どちらにしてもですね、ここいろいろまあこの情報が漏れたっていうことを見るとですね、ソフト的な人的ミスで漏れているっていうのが非常に多いと思ってます。でまああの一もちろん執行部の方もそういうところは重々知っておられて対策はされると思うんですけども、まあそのあたり、あの一今同僚議員も言われるようにですね、十分な配慮をして、この取り組んでほしいというふうに思ってますので、まあよろしくお願ひしたいというふうに思ってます。以上です。

○議長（橋井 満義君） はい、ほかありませんか。

ほかにはないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって議案第6号は原案のとおり可決されました。

次、議案第7号の質疑を行います。質疑は歳入歳出一括で行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔討論なし〕

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから議案第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 発議第1号

○議長（橋井 満義君） 次、日程第8、発議第1号日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

はい、山路議会運営委員長。

○議会運営委員長（山路 有君） 失礼します。発議について申し述べさせていただきます。

発議第1号、平成28年2月17日、日吉津村議会議長橋井満義様。提出者、日吉津村議会運営委員長山路有。日吉津村議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項、並びに日吉津村議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提案の理由につきましては、平成27年8月6日に提出された人事院勧告に基づき、期末手当の支給率を変更するものであります。改正内容については、期末手当の平成27年12月支給分を1.625月から1.675月に変更するもので、年間の月数は3.1月から3.15月になるものであります。また平成28年4月1日からは、6月支給分を1.475月から1.50月へ、それから12月支給分を1.675月から1.65月へ変更し、年間月数を改正前と同じく3.15月とするものであります。どちらにしてもこの3.15月をするということであり、皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。以上で終わります。

○議長（橋井 満義君） 説明が終わりました。これから発議第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから発議第1号を採決いたします。本発議は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶものあり]

○議長（橋井 満義君） はい、江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 採決を起立採決でお願いいたします。

○議長（橋井 満義君） はい、江田議員よりご異議がありますので、本件については起立により採決をいたします。本議案について原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（橋井 満義君） 起立多数と認めます。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（橋井 満義君） 以上で本臨時会に付議されました議案はすべて議了いたしました。  
これをもって会議を閉じ、平成 28 年第 2 回日吉津村議会臨時会を閉会をいたします。  
ご苦労様でした。

午後 3 時 8 分 閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員